

青森県育成を図る林業経営体選定要領

平成31年3月4日制 定

令和2年3月25日一部改正

令和7年7月 4日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、「林業経営体の育成について」(平成30年2月6日付29林政経第316号林野庁長官通知)に定める林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体へと育成を図る経営体(以下「育成経営体」という。)の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定)

第2条 知事は、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている林業経営体のうち、別紙1の基準を満たす林業経営体を、育成経営体として選定するものとする。

(選定の申請)

第3条 選定を受けようとする林業経営体は、育成を図る林業経営体選定申請書(第1号様式)に別添1を添えて知事に申請するものとする。

2 申請は、当該申請者の所在地の属する地区を所管する農林水産事務所を経由するものとする。

(選定の実施)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があり、別紙1の基準を満たすと認めるときは、申請者に対し、第2号様式により育成経営体に選定したことを通知するものとする。

また、基準を満たさないと認められたときは、第3号様式により選定しない旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定に基づき公表した民間事業者については、育成経営体として認定されたものとして扱うものとする。

(公表)

第5条 知事は、育成経営体について、その名称及び所在地の一覧を県ホームページで公表するものとする。

(変更の届出)

第6条 第4条の規定により選定された育成経営体は、その名称又は所在地に変更があった場合は、速やかに第4号様式により知事に届け出るものとする。

(選定の取消)

第7条 知事は、育成経営体が、次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。

(1) 育成経営体の消滅、解散等が確認された場合

(2) 申請の内容に虚偽の記載が確認された場合

(3) その他、業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質など、知事が必要と認める場合

2 知事は前項の選定の取消しをしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

(選定の有効期限)

第8条 選定の有効期限は、選定年度から起算して5年目の年度の3月末までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は、別に定める。